

京都市告示第 38 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第48条の規定により、令和7年3月31日付けて確認を辞退した特定地域型保育事業所について、法第53条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和7年4月1日

京都市長 松井 孝治

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	特定地域型保育事業の種類
本田 敦子	おひさま乳児保育室	西京区山田大吉見町3-5 レワード桂101	事業所内保育 事業所A型
学校法人 朱雀学園	アソカ幼稚園小規模保育 うめこうじ	下京区朱雀裏畠町33	小規模保育 事業所A型
学校法人 美乃里学園	自然幼稚園小規模保育 こみのりくらぶ	右京区太秦東峰岡町5	小規模保育 事業所A型
武田 優美	上桂ひまわり保育園	西京区松尾鈴川町87-14	小規模保育 事業所A型

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)